

岡山大学歯学部放射線障害予防規程

平成16年4月1日

岡大歯規程第3号

改正 平成18年5月24日規程第2号

改正 平成22年9月27日規程第1号

改正 平成26年2月27日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する放射線障害予防規程として、岡山大学歯学部R I実験施設（以下「当施設」という。）における放射性同位元素の取扱いを規制し、これによる放射線障害を防止し、もって当施設内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線業務従事者 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の取扱い、管理又はこれらに附随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第10条または第11条の許可を受けた者
- 二 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局長
- 三 一時立入者 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者で、岡山大学歯学部長（以下「歯学部長」という。）の許可を受けた者
- 四 健康管理主任者 放射線業務従事者及び一時立入者の健康診断その他必要な保健指導を行わせるため学長が命ずる者

(組織)

第3条 施設における放射性同位元素の取扱い及びその安全管理に従事する者の組織は、別表第1のとおりとする。

(放射線障害防止委員会)

第4条 当施設における放射線障害の防止に関して必要な事項を審議するため、当施設に岡山大学歯学部R I実験施設放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の組織等については、別に定める。

(歯学部長)

第5条 歯学部長は、当施設における放射線障害の防止に努めなければならない。

2 歯学部長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

3 歯学部長は、第1項に定めるもののほか、所属職員等の放射線障害の防止に努めなければならない。

(施設長)

第6条 当施設に施設長を置き、歯学部長が命ずる。

2 施設長は、歯学部長を補佐し、施設に関する事項を処理する。

(取扱主任者)

第7条 当施設に取扱主任者を置く。

2 取扱主任者は、施設における放射線障害の発生の防止に関し、次の各号に掲げる事項につ

いて指導監督を行うほか、歯学部長への意見の具申を行う。

- 一 予防規程等の制定及び改廃に関すること。
- 二 当施設の改廃に係る計画作成に関すること。
- 三 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及び審査に関すること。
- 四 当施設における立入検査等の立会いに関すること。
- 五 事故等の原因調査に関すること。
- 六 施設、設備、使用状況等の調査及び点検に関すること。
- 七 帳簿、書類等の保管及び監査に関すること。
- 八 利用者への指示に関すること。
- 九 その他放射線障害の防止のために必要な事項に関すること。

- 3 歯学部長が必要と認めたときは、取扱主任者を補佐させ、取扱主任者が出張、疾病その他の事故等により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。
- 4 取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故等により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置く。
- 5 取扱主任者、取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちから歯学部長の推薦により学長が命ずる。
- 6 学長は、取扱主任者及び取扱副主任者に対して、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。
 - 一 取扱主任者又は取扱副主任者であって取扱主任者又は取扱副主任者に選任された後定期講習を受けていない者（取扱主任者又は取扱副主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。） 取扱主任者又は取扱副主任者に選任された日から1年以内
 - 二 取扱主任者又は取扱副主任者（前号に掲げる者を除く。） 前回の定期講習を受けた日から3年以内

（安全管理担当者）

第8条 当施設に放射線安全管理担当者（以下「安全管理担当者」という。）を置き、放射性同位元素の安全な取扱いについて、十分な知識及び経験を有する者のうちから、委員会の議を経て歯学部長が命ずる。

- 2 安全管理担当者は、取扱主任者、取扱副主任者及び代理者（以下「取扱主任者等」という。）の指導監督を受け、放射線業務従事者に対し、放射線障害の防止のため必要な指導助言を行うとともに、歯学部長の命を受け、当施設における放射性同位元素の安全管理に関する実務を行う。
- 3 施設に安全管理担当者の業務を補佐させるため、必要な職員を置くことができる。

（登録）

第9条 当施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、所属部局長に登録の申請をし、登録されなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、第24条に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 所属部局長は、前項の健康診断を受け、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する。
- 4 登録の有効期間は、当該部局に在職又は在籍する期間とする。
- 5 所属部局長は、登録した者の氏名等を取扱主任者等に通知するものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、所属部局長は、登録した者が他施設で取扱等業務に従事しようとする場合は、その氏名等を当該施設長に通知するものとする。
- 7 所属部局長は、登録した者に異動があった場合は、取扱主任者等に通知する。

（許可）

第10条 前条の登録を受けた者が、当施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、歯学部長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。

2 歯学部長は、第23条に定める必要な教育及び訓練を受け、かつ、取扱主任者等が放射線業務従事者として適当と認められた者について、取扱等業務に従事することを許可するものとする。

3 許可の有効期間は、許可した年度内とする。

(他部局に所属する者)

第11条 他部局に所属する者が歯学部施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、所属部局において第24条に定める健康診断を受け、健康管理主任者の了承を得た上で、所属部局長を経由して歯学部長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規程は、前項の許可に準用する。

3 歯学部長は、許可した者の氏名等を所属部局長に通知するものとする。

(施設使用の申込)

第12条 第10条又は前条の許可を受けた者が、施設を使用しようとするときは、研究課題又は教育課程ごとに責任者を定め、所定の使用申込書を施設長に提出しなければならない。

2 施設長は、前項の使用申込書の提出があったときは、取扱主任者等の意見を聞いた上、使用申込書を受理するものとする。

(放射線施設の維持及び管理)

第13条 歯学部長は、施設の適正な維持及び管理を図るため、設備ごとに、点検担当者を定め、年1回以上定期的に自主点検を行わなければならない。

2 前項の自主点検の点検項目及び実施頻度は、別表2に定めるとおりとする。

3 点検担当者は、第1項の自主点検の結果、異常を認めるときは、取扱主任者等に連絡するとともに、歯学部長に報告しなければならない。

4 歯学部長は、前項の報告を受けたときは、その異常に対し、適切な措置を講じなければならない。

(管理区域)

第14条 歯学部長は、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域として指定しなければならない。

2 管理区域には、放射線業務従事者及び一時立入者以外は立ち入ることができない。

(施設使用時の注意事項)

第15条 放射線業務従事者及び一時立入者は、取扱主任者等及び安全管理担当者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 施設内に掲示している注意事項を遵守すること。

二 施設の入口において、管理区域内入室記録簿に必要事項を記入すること。

三 施設内では、専用の履物を使用し、作業に応じた作業着等を着用すること。

四 施設内では、フィルムバッジ又はTLD等の被ばく線量計を必ず着用し、個人の安全管理に努めること。

五 作業室の窓及び扉は、みだりに開放しないこと。

六 施設内では、飲食、喫煙及び化粧等、放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為は行わないこと。

七 施設内の専用の履物、作業着等を着用して施設外へ出ないこと。

八 施設外へ実験器具等を持ち出すときは、サーベイメーター又はスミア法等により表面汚染の有無を検査し、汚染のないことを確認すること。

九 施設から退出するときは、汚染検査室において身体各部、衣服、履物等の汚染の有無をハンドフットクロスモニター又はサーベイメーターを用い、汚染のないことを確認した

後、専用の履物及び作業着を所定の場所に返納し、管理区域内入室記録簿に必要事項を記入すること。

十 管理区域内の勤務時間外使用は、原則として禁止する。

2 責任者は、学生その他取扱等業務の経験が少ない放射線業務従事者については、取扱等業務に十分に習熟するまでの間、立会いの上、指導しなければならない。

3 責任者は、放射線業務従事者に対し、あらかじめ放射性同位元素を使用しない実験等を十分に行わせるものとする。

(放射性同位元素の使用)

第16条 密封されていない放射性同位元素を使用する者は、取扱主任者等及び安全管理担当者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、人体の受ける放射線の量をできる限り少なくするとともに、環境への放射性同位元素の放出の防止に努めなければならない。

一 使用しようとする放射性同位元素について十分な知識をもつとともに、使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれが最も少ない使用方法を採用し、かつ、当施設での使用が承認されている種類のものを使用すること。

二 放射性同位元素の使用に際しては、使用簿に所定の事項を明確に記入すること。

三 放射性同位元素の使用は、必ず所定の作業室において最善の注意のもとで取り扱うこと。

四 使用中は、しゃへい壁その他しゃへい物を必ず使用し、使用量の少ない場合又は短時間であっても適切なしゃへいを行い、汚染が生じないように心がけることとし、ガンマ線放射体及び37メガベクレル以上のベータ線放射体を取り扱うときは、特に十分なしゃへいを行うこと。

五 放射性同位元素による汚染及び汚染のひろがり防止するため、次の事項を守ること。

ア 作業台は、ビニールシート又は広幅ポリろ紙等の表面材料で被覆すること。

イ 作業台は、随時適当な方法で清掃すること。

ウ 作業室は、常に整理整頓し、必要以上の実験器具類等を持ち込まないこと。

エ 作業中は、随時サーベイメータにより汚染の有無を検査し、汚染が発見されたときは直ちに、除染及び脱衣等適切な処置をすること。

オ 液状の放射性同位元素の取扱いには、必ず安全ピペット又はマイクロピペット等を用い、固体状の放射性同位元素の取扱いには、ピンセット又はかん子等適当な器具を用いること。

カ 放射性同位元素を含む気体又は粉じん等を飛散させるおそれのある作業はフード内で行い、排気中に濃度限度以上の放射性物質が含まれるおそれのあるときは、それを捕集する措置を講ずること。

キ 作業が終了したときは、作業台又は床等の汚染の有無を検査し、汚染のないことを確認すること。

ク 汚染が発見された場合は、次条の規程により速やかに処理すること。

六 作業室では、放射性同位元素が口又は切傷から体内に入らないように注意し、原則として防護用手袋、防護用マスク等を使用し、手袋は放射性物質取扱用と非放射性物質取扱用とに区分すること。

七 放射性同位元素の容器には、必ず所定の標識を付けること。

八 作業室で放射性同位元素を使用するときは、作業に関係のない者を近づけないこと。

九 経験の少ない者は、経験者とともに作業すること。また、放射性同位元素の取扱いは原則として複数で行うこと。

十 放射性同位元素により人体若しくは施設等に汚染が生じ又は生じたおそれがあるとき

は、直ちに取扱主任者等に報告し、その指示を受けること。

十一 放射性同位元素を含む標本・試料を持ち運ぶときは、取落とし、破損等が生じた場合でも、周囲に汚染をおこさないような容器に入れること。

十二 清掃のため汚染した物は、すべて放射性廃棄物として処理する。

十三 放射性同位元素で汚染された物は、そのまま放置しないで、直ちに所定の容器に入れること。

十四 放射性同位元素及び放射性同位元素で汚染された物は、管理区域から持ち出さないこと。

十五 使用設備、機器等が正常な状態であることを確認すること。

十六 放射線防護用測定機器は、較正されたものを用いること。

十七 使用記録等の所定の記録を明確に記入すること。

(汚染の除去)

第17条 放射性同位元素の漏えい及びその他放射線障害を受けるおそれのある事故等が発生したときは、直ちに取扱主任者等及び安全管理担当者に連絡し、応急の措置をとらなければならない。

2 身体に汚染が発見されたときは、微温湯、ソープレスソープ、中性洗剤等を用いて直ちに汚染を除去することとし、除染することが困難な場合は、取扱主任者等及び安全管理担当者に申し出て、その指示を受けなければならない。

3 作業器具器材等の汚染が発見されたときは、ふき取り及び洗浄等の処置を施した後、スミア法により汚染の有無を確認することとし、除去することが困難な場合は、取扱主任者等及び安全管理担当者に申し出て、その指示を受けなければならない。

4 作業台又は床等の汚染が発見されたときは、汚染の拡大を防止する措置を講じた後、取扱主任者等及び安全管理担当者に連絡し、その指示を受けなければならない。

(保管)

第18条 放射性同位元素の保管については、取扱主任者等の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 放射性同位元素の種類及び数量に応じ所定の容器に入れ、貯蔵室内の所定の場所にすべて保管すること。

二 内容物が浸透及び漏えいしにくい容器に入れ、さらに受皿等の上に置き、容器には貯蔵されている放射性同位元素の種類、数量、貯蔵開始の年月日、所属及び氏名を明記すること。

三 放射性同位元素を貯蔵室から持ち出すときは、取扱主任者等及び安全管理担当者に申し出て、所定の記録簿に必要事項を明確に記入すること。

四 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて貯蔵しないこと。

五 放射性同位元素の使用が終了したときは、貯蔵室に保管すること。

(運搬)

第19条 管理区域内において、放射性同位元素を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止及びその他保安上必要な措置を講じなければならない。

2 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたものを施設内で運搬する場合は、取扱主任者等の指示に従うとともに、次の各号の措置を講じなければならない。

一 放射性同位元素を収納した輸送容器は、運搬中に予想される、温度及び内圧の変化により亀裂及び破損等が生じないよう措置すること。

二 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないよう措置すること。

三 線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。

四 運搬経路を限定し、見張り人配置、標識等の方法により、関係者以外の者の接近を制限すること。

五 その他関係法令に基づき実施すること。

3 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を岡山大学鹿田地区構内の施設間で運搬する場合は、すべての事項について、各々の取扱主任者等の了解及び確認の上、前項に準じて迅速かつ確実に行うこと。

4 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を施設外で運搬する場合は、取扱主任者等の指示に従うとともに、所定の運搬業者に委託するものとする。

(廃棄)

第20条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は、取扱主任者等の指示に従うとともに、放射性同位元素の種類、形状、濃度等により、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 廃棄物は、その物理的、化学的性状等により区分し、それぞれ所定の容器に封入し、器にその内容を明記する。

二 固体状の廃棄物は、「可燃物」、金属及びガラス類の「不燃物」並びにプラスチック及びゴム類の「難燃物」に区分すること。

三 液体状の廃棄物は、無機液体及び有機液体に区分し、事前に調整した後、所定の容器に封入すること。

四 気体状の廃棄物は、排気施設において浄化し、また、排気設備によって廃棄するときは、取扱主任者等及び安全管理担当者の指示に従い、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を、法定濃度限度以下のできるだけ低いものとする。

五 スラリー状の廃棄物は、所定の容器に封入すること。

六 放射性廃棄物を廃棄したときは、所定の用紙に必要事項を明確に記入すること。

七 廃棄物容器の保管、内容物の処理等については、取扱主任者等及び安全管理担当者の指示を受けること。

八 第1号から第5号の廃棄物は、所定の廃棄業者にその処理を委託するものとする。

(測定)

第21条 歯学部長は、測定者を指名し、次の各号に掲げる事項を遵守し、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を行わなければならない。

一 測定者は、安全管理に係る放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するよう保守すること。

二 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行うこと。

三 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所の境界について行うこと。

四 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備、排水設備及び管理区域境界について行うこと。

五 測定の実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気設備及び排水設備の測定は、排気及び排水の都度行うこととする。

2 歯学部長は、前項の測定の結果を記録し、5年間保存しなければならない。

(個人被ばくの管理)

第22条 歯学部長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- 一 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。
- 二 測定は胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- 三 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は当該部位についても行うこと。
- 四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位について70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- 五 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- 六 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- 七 管理区域から退室するときは、必ず手及び足等の表面汚染の有無の測定を行う。
- 八 次の項目について測定の結果を記録すること。

- ア 測定対象者の氏名
- イ 測定をした者の氏名
- ウ 放射線測定器の種類及び型式
- エ 測定方法
- オ 測定部位及び測定結果

九 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により、取扱主任者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

十 第8号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

- ア 算定年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 算定した者の氏名
- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

- ・ 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により取扱主任者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること
- ・ 第10号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、次号に定める期間の累積実効線量（第10号に

より4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。)を集計し、次の項目について記録すること。

ア 集計年月日

イ 対象者の氏名

ウ 集計した者の氏名

エ 集計対象期間

オ 累積実効線量

- ・ 前号の集計は、平成13年4月1日以後5年間ごとに区分した期間のうち、4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えることとなった1年間を含む期間について、当該1年間以後、毎年度行い記録すること。
- 2 歯学部長は、前項第8号から第13号までの測定の結果を記録し、取扱主任者等の検認を受けた上、所属部局長に報告しなければならない。
- 3 歯学部長は、歯学部の職員及び学生について、前項の記録の写しを本人に記録の都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。
- 4 所属部局長は、第2項の報告を受けたときは、記録の写しを本人にその都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。
- 5 歯学部長は、歯学部の職員及び学生が他部局の管理区域に立ち入った後において、当該部局長から個人被ばく線量の測定結果の通知があったときは、記録の写しを本人にその都度交付するとともに、永久に保存しなければならない。

(教育訓練)

第23条 歯学部長は、取扱等業務に従事する者に対して、次の表に掲げる項目及び時間数についての教育及び訓練を実施しなければならない。

項 目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素の安全取扱い	4時間以上
放射線障害防止に関する法令	1時間以上
放射線障害予防規程等	30分以上

- 2 取扱等業務に従事する者は、前項に定める教育及び訓練を、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前、及び管理区域に立ち入った後又は取扱等業務を開始した後にあっては、1年を超えない期間ごとに受けなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、第1項の表に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると歯学部長が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。
- 4 歯学部長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 5 教育及び訓練の実施については、委員会が企画する。

(健康診断)

第24条 歯学部長は、歯学部の職員又は学生である放射線業務従事者等に対し、次に定める

健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。

- 2 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
 - 3 問診は、次の事項について行う。
 - 一 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次号において同じ。）の被ばく歴の有無
 - 二 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
 - 4 検査又は検診は、次の部位及び項目について行う。
 - 一 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - 二 皮膚
 - 三 眼
 - 5 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。
 - 一 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - 二 管理区域に立ち入った後には、その業務に従事した後6月（前項第2号及び第3号に掲げる項目に限り3月）を超えない期間ごと。
 - 三 前号の規程にかかわらず、次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
 - ア 放射性同位元素を誤って吸入摂取し又は経口摂取したとき。
 - イ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
 - ウ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され又は汚染されたおそれのあるとき。
 - エ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのあるとき。
 - 6 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の場合を除き、第4項に掲げる検査項目については健康管理主任者が必要と認めるときに限る。
 - 7 歯学部長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
 - 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した健康管理主任者の氏名
 - 四 健康診断の結果
 - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
 - 8 歯学部長は、健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、前項の写しを本人に交付するとともに永久に保存しなければならない。
 - 9 他部局に所属する放射線業務従事者等に対する健康診断は、前6項に定める基準に従い、当該放射線業務従事者等の所属部局長が行うものとする。
(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)
- 第25条 取扱主任者等は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、直ちに歯学部長に通知するものとする。
- 2 歯学部長は、前項の通知を受けたときは、取扱主任者等又は健康管理主任者の指示に基づき、取扱時間の短縮、取扱いの制限等について必要な措置を講じなければならない。
(記帳)
- 第26条 歯学部長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検並びに教育及び訓練に係る帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を記載し、取扱主任者の検認を受けなければならない。

- 一 受入れ又は払出しに係る放射線同位元素の種類及び数量
 - 二 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
 - 三 使用（詰替えを除く。以下この項において同じ。）に係る放射性同位元素の種類及び数量
 - 四 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - 五 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
 - 六 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
 - 七 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - 八 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
 - 九 歯学部の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - 十 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - 十一 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
 - 十二 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
 - 十三 放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
 - 十四 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- 2 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。
（盗難等の予防措置）
- 第27条 歯学部長は、放射性同位元素等の盗難及び所在不明等の防止のために、施設における管理体制の整備、充実を図り、必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。
- 一 照明装置の設置又は活用
 - 二 警報装置の設置又は活用
 - 三 退庁時の保管状況の確認
 - 四 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化
 - 五 その他盗難予防上必要な措置
- 2 盗難及び所在不明等の事態を発見した者は、直ちに取扱主任者等及び関係者に通報しなければならない。
- 3 前項の通報を受けた者は、直ちに状況の把握に努めるとともに歯学部長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 4 歯学部長及び取扱主任者等は、応急の措置を講じなければならない。
- 5 歯学部長は、盗難及び所在不明等の事態が生じたときは、直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届出なければならない。
（地震等の災害時における措置）
- 第28条 地震、火災等の災害が起こった場合には、放射線業務従事者等は、歯学部長が別に定める災害時の連絡通報体制に従い、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 2 点検担当者は、第13条の規程に定める自主点検を臨時に行い、その結果を取扱主任者等及び安全管理担当者に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告を受けた者は、直ちに歯学部長に報告しなければならない。
 - 4 歯学部長は、第2項に定める点検の結果を直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届出なければならない。

(危険時の措置)

第29条 前条に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに避難警告等応急の措置を講じ、災害の拡大の防止に努めるとともに、取扱主任者等及び安全管理担当者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、直ちに災害の防止に努めるとともに歯学部長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 歯学部長及び取扱主任者等は、応急の措置を講じなければならない。

4 歯学部長は、第1項に定める事態が生じたときは、直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届出なければならない。

(報告)

第30条 歯学部長は、次の各号に掲げる場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学長を経由して原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生したとき。

二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、排気口の濃度が濃度限度を超えたとき、又は事業所境界の外における線量が線量限度を超えたとき。

三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、排水口の濃度が濃度限度を超えたとき、又は事業所境界の外における線量が線量限度を超えたとき。

四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。

五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいしたものが管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が、当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度元素を超えるおそれがないとき。

六 当施設内の人が常時立ち入る場所の線量並びに事業所の境界、及び事業所内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。

七 放射性同位元素等の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実行線量が、放射線業務従事者にあっては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(定期報告)

第31条 歯学部長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第39条第3項の規程に基づく報告書を毎年6月30日までに、学長を経由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

(法等に違反した者の措置)

第32条 取扱主任者等は、放射線業務従事者が、法その他の関係法令又はこの規程に著しく違反したときは、歯学部長に報告するものとする。

2 歯学部長は、前項の報告を受けたときは、委員会に諾り、第10条又は第11条に定める許可を取り消すことができる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

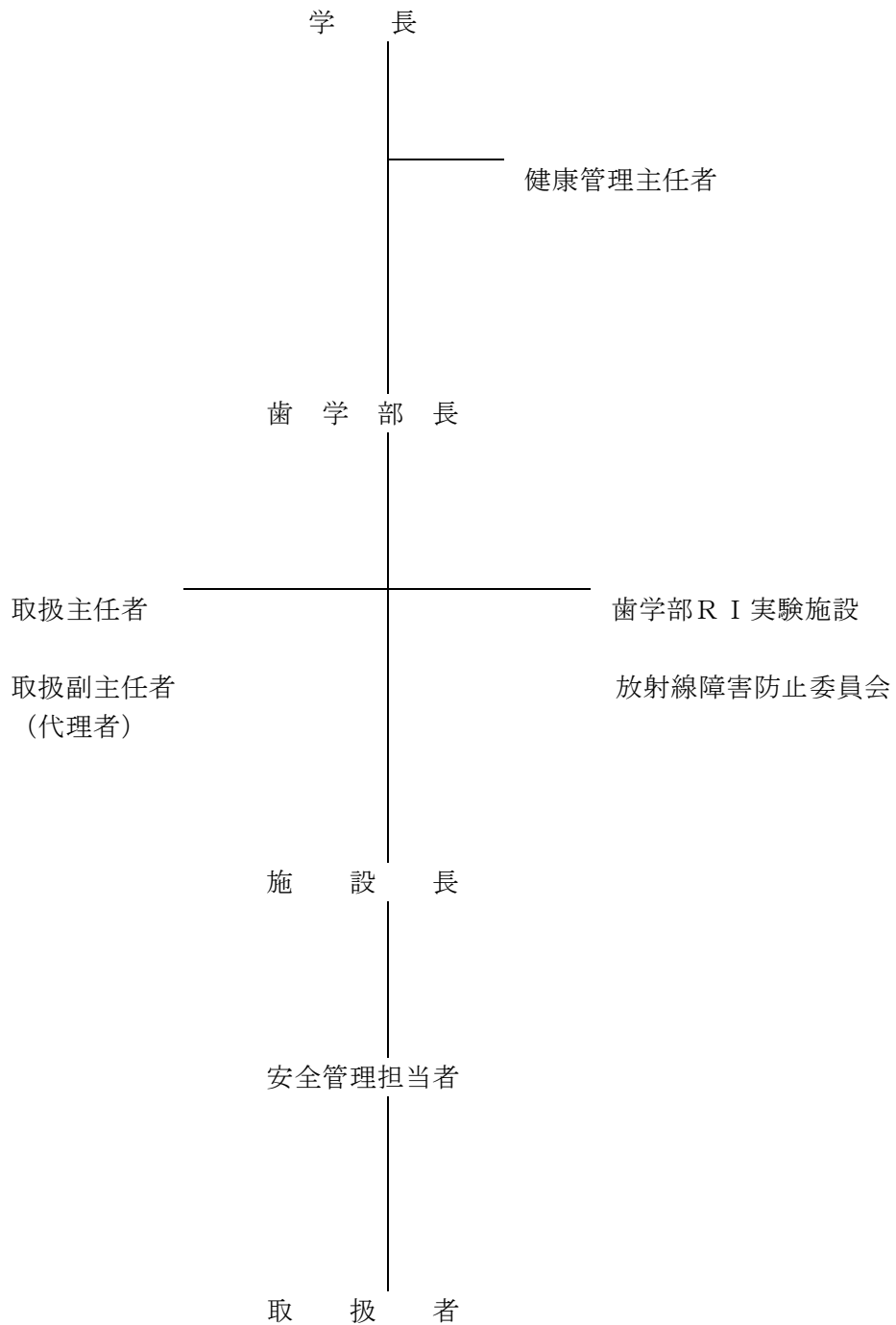
この規程は、平成22年9月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

放射性同位元素の取扱い及びその安全管理に従事する者の組織



別表第2（第13条関係）

区 分	点 検 項 目	頻 度	点検担当者
施設の位置等	土崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況	6月に1回	安全管理担当者
主要構造物等	構造及び材料	同 上	同 上
管理区域	区画及び閉鎖設備 床、壁等の構造、表面仕上げの状況 標 識	3月に1回	同 上
作業室	床、壁等の構造、表面仕上げの状況 室内の空気の流れ フード等 標 識	6月に1回	同 上
汚染検査室	設置位置等 床、壁等の構造、表面仕上げの状況 洗浄設備 更衣設備 除染器材 放射線測定器 標 識	同 上	同 上
R I 貯蔵室	設置位置等 構造及び材料 しゃへい物の状況 放射性同位元素保管量 閉鎖設備 標 識	同 上	同 上
貯蔵容器	構造及び材料 貯蔵の状況 標 識	同 上	同 上
排気設備	設置位置等 排気浄化装置 排風機 排気ダクト、排気口 汚染空気の拡散防止装置 標 識	同 上	同 上

排水設備	設置位置等 床，壁等の構造，表面仕上げの状況 漏洩濃霧 バルブ，ポンプ，配管等の状況 水位計等監視設備 標 識	同 上	同 上
保管廃棄室	設置位置等 床，壁等の構造 閉鎖設備 保管廃棄容器 保管の状況 標 識	同 上	同 上
電気回路	配線及び絶縁抵抗	同 上	同 上
防災設備	火災報知器 消火器 標 識	同 上	同 上